

Title	植民地台湾と朝鮮における監獄制度及び運用実態(Abstract_要旨)
Author(s)	林, 政佑
Citation	Kyoto University (京都大学)
Issue Date	2019-03-25
URL	https://doi.org/10.14989/doctor.k21507
Right	学位規則第9条第2項により要約公開; 許諾条件により要約は2020-03-01に公開
Type	Thesis or Dissertation
Textversion	none

京都大学	博士 (法 学)	氏名	林 政佑
論文題目	植民地台湾と朝鮮における監獄制度及び運用実態		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、植民地台湾と朝鮮の監獄行刑を主題とし、その法制・言説・実践の各次元を法社会史および帝国史の研究視座をもって考察し、近代法受容と植民地主義との交錯する地点においてその意義を明らかにしようとするものである。</p> <p>植民地台湾と朝鮮の監獄法制は基本的に日本内地の監獄法制を依用して整備され形成された。本論文はこれをさらに、監獄教誨・監獄作業・看守・思想犯の処遇、の4点に注目しながら検討する。</p> <p>まず教誨について、その制度的基盤は日本内地のそれに倣っているが、昭和期に教育刑の現われとして導入される行刑累進処遇制度は台湾では実施されなかった。教誨師は日本内地と同様に、両植民地とも浄土真宗の僧侶が独占した。ただしより微細に見ると、大谷派・本願寺派双方の担当が見られる朝鮮に対し、台湾では本願寺派が大多数であった。現地の宗教事情などは考慮されず、受刑者の信教の自由などは考慮の外であった。教誨師らの認識にはしばしば植民地住民に対するオリエンタリズムの眼差しがあり、教誨では大日本帝国のイデオロギーが注入され、とくに戦時期には皇民化が目標とされた。しかし教誨の成果には言葉の壁、人材不足等の理由による限界があり、受刑者側の意識の検討からは嫌悪・反発を含む多様な経験が存在していたことが明らかになる。</p> <p>次に監獄作業について、両植民地の進んだ道はかなり違っていた。台湾では一貫して官司業を主導としたのに対し、朝鮮では受負(請負)業が重要な役割を演じており、満洲事変以後になって官司業が優勢になり中央の統制が強化されている。台湾では、新型監獄完成までの第一期(1895~1903年)には、在監者の労働力を監獄建設をはじめとする監獄自体の「経理」=運営作業に就役させたが、第二期(1903~1937年)には官司業の枠組みの下で台湾の土地状況に合う作業が模索され、林投帽など好業績の業種が定着して収入も大いに増加し、監獄の自給自足の方向に進んでいった。ただし台湾での受刑者の賃金は日本内地に比べてはるかに安く、植民地主義の現われも見過ごすことができない。一部の作業において台湾の産業が要求する技術と合致し受刑者の社会復帰を助ける場合もあったが、格下の業種に従事する受刑者も多く、社会復帰の促進効果は限られていたと考えられる。戦時期(1937~1945年)には内地と同じように、作業と軍需との繋がりが一層強化され、作業賞与金の低下、国防献金の寄付要請、労働時間の延長等、受刑者の作業条件は悪化した。朝鮮では旧韓末に整備された監獄制度を引き継いだため出発を異にする。大韓帝国時代の設備不足・財政困難等の要因はしばらく続き、不就業人員の多さ、作業運営の支障等の問題も生じていた。朝鮮では受負(請負)業と構外作業が特徴的であるが、朝鮮監獄の自給率は内地・台湾より低かった。刑務所費の投入の低さが重要な要因と考えられるが、財政・経</p>			

済史に踏み込んだ分析は今後の課題である。戦時期に軍需の比重が増大したことは朝鮮でも同様である。

次に看守について、内地では1890年代までに一定の専門職化が確立し、これが両植民地に受容された。看守訓練について、台湾では警察司獄官練習所の設置を通じて、看守の訓練が中央統制化された面が確認できる。台湾の看守は戦時期を除くと主に日本人だったが、朝鮮では旧韓時代の監獄を継承したことから朝鮮人看守が多かった。朝鮮人看守に対する差別的待遇は植民地主義の存在を明確に示唆する。他方、朝鮮人看守が朝鮮人受刑者にふるう暴力の存在を、内地における看守の暴力と比較検討するとき、植民地主義の暴力と刑罰執行権者そのものもつ暴力の重層性こそが捉えられなければならない課題であることが浮き彫りになる。

最後に、治安維持法違反の思想犯に対する処遇を検討した。ただしその前提として、両植民地とくに台湾における治安維持法適用に関する研究はまだ不十分なため、両地域の判決原本を用いて適用状況の分析を行い、とくに植民地独立の目的を「国体変革」とする法判断は、先行研究による想定より早く、1920年代末までに論理形成されていることを明らかにした。1920年代中盤以後、思想犯の処遇を独居房を中心に特殊化を試みる措置がなされたが、財政の負担がかさみ、近代懲役刑の理念との軋轢等の理由で貫徹されるに至らなかった。

以上のような台湾・朝鮮の監獄行刑の相違点については、植民地化の経緯とも関わる制度形成の経路依存性、両地域の犯罪状況・刑事政策・経済状況とも関わる行刑に関する財政資源の獲得の差異、等が要因として考えられる。

本論文では最後に、以上の考察を踏まえ、国民統合論、マイノリティー史研究、植民地近代性論等との理論的対話が試みられる。国民統合の装置として行刑制度を考えると、法制度だけでなく、本論文が追求したように言説・実践を加えた三次元で検討することが必要である。三次元の間では互いに常に影響を与えあうが、ギャップも存在し、法制とのずれも生み出される。民衆の身近な法実践において生まれるこの隙間は、法を植民地社会における上からの支配道具とするだけではなく、支配層への抵抗や近代的な秩序遵守の意識をも植え付けるものであった。また、従来の植民地研究が、日本内地の法制・言説・実践との比較対照を十分に意識していなかったのに対し、本研究のようにたえずこれを参照する方法をとることにより、日本内地にも存在するマイノリティーの歴史にも接近することを可能にすると考えられる。日本内地のマイノリティーと植民地社会のマイノリティーの間に、いかなる共通点、相違点および交流があるのか。両集団を併せて考えると、日本帝国がどのように境界線を引いたのか、その複雑性と交錯性が解明できると考えられる。そして本論文が主題とした植民地近代監獄は、まさしく植民地性と近代性とが交錯する地点として植民地近代性論との対話を免れ得ないが、本論文はまず近代監獄の近代性の正の面は捉えたうえで、監獄に包含される暴力性を近代法制度に内包される暴力と植民地性に随伴する暴力との二つに注意を払うことでその全体像を捉えようと試みた。このようなアプローチからの研究が蓄積されれば、植民地主義と近代性との関係はさらに解明できると確信する、と本論文は結ばれている。

(論文審査の結果の要旨)

大日本帝国は、ヨーロッパから受容した近代法体系をその植民地に移植する役割を結果として果すこととなったが、近代監獄制度もその体系の一部をなす。植民地監獄については、とりわけ朝鮮半島の歴史研究において、苛酷な統治の象徴物としての研究蓄積がある。しかし本論文は、日本内地・台湾・朝鮮の3地域、法制・言説・実践の3次元にわたり、大日本帝国の監獄制度の全体像を視野に入れることにより、近代監獄制度のもつ「文明的」側面と「抑圧的」側面を過不足なく捉え、東アジア近代法史の新たな地平を拓くことを目的とするものである。本論文の最大の長所は、徹底した史料博搜により植民地監獄の実相を極細部までにわたり、克明に解き明かそうとして倦むことのない集中力の持続と、首尾一貫した実証的態度である。本論文では、教誨・監獄作業・看守・思想犯の処遇、の4点をとくに手がかりとして、それぞれの監獄の内部があたかも人類学者の優れた民族誌に見られるような濃密な記述によって生き活きと再現されている。そのための素材として、法制・行刑関係の公文書、統計資料等のもとより、行刑関係者の論説・回顧、受刑者の回想、雑誌・新聞記事等、先行研究においては見過ごされ、あるいはその存在を気づかれてもいない無数の資料が発掘され活用されている。なおこれらの資料や文献の参照においては、草書体で書かれた文書の読解作業や韓国語文献の渉猟など、著者ならではの優れた技能が発揮されている部分があることも特筆に値する。また著者は、発見された多くの事実から結論を引き出す手続においても極めて慎重で、確実に論証できること以外は率直に今後の課題とする態度を堅持している。

ただし、一方で本論文は、その成果を社会理論の諸潮流と突き合わせ対話を試みようとする場合において、ややともすれば過度に思弁的で抽象的命題の列挙に終始すると思われる部分のあることも否定できない。これはそもそも著者のこの主題への関心がM・フーコーとそれを批判的に継承する現代の社会理論との対峙に発していることから、著者にとってはこのような対話が不可避の課題と意識されていることによるものであるが、結果として実証部分におけるミクロな観察結果と、マクロな理論的考察との間に適切な架橋がなされていないという印象を残すものとなっている。ただし著者自身、この限界に自覚的であり、両者を繋ぐより説得力のある議論の構築は今後の課題とすることを表明しつつ、すでにそれを具体化するための後続の研究計画についても準備しており、その成果には大いに期待できるものがある。

このように今後課題を残す部分はあるが、東アジア近代法史の、たしかに枢要というべき位置を占め得る主題に粘り強く取り組み、多くの実証的成果を挙げた本論文の価値はそれにより減ずることはいえよう。

以上の理由により、本論文は博士(法学)の学位を授与するに相応しいものであると認められる。

また、平成31年1月24日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った

結果合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。